

## 有限会社フジマ 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

2025年 6月 1日 ～ 2030年 5月31日までの 5年間

### 2. 内 容

目標1. 出産を控える社員に対して、産前休業に入る前に妊娠中及び出産後等の手続き及び会社の制度を文章にて内容を説明する機会をもうける。

- ・2025年6月～ 資料をもとに理解しやすい説明書等を作成しアドバイスをを行う
- ・2027年1月～ 店舗責任者に対し、規定と作成した説明書を元に説明会を開き、社員が育児休業を取得しやすい環境づくりをする

目標2. 「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を目指し育児休業制度等の制度についての資料(パンフレット)を作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

- ・2028年1月～ 育児休業制度等の制度についての資料(パンフレット)を作成。
- ・2029年1月～ 制度導入、社内報等により全社員に配布し制度の周知を図る。

目標3. 取得実績が無い、産後パパ育休及び育児目的休暇の取得者を計画期間内にそれぞれ1名以上とする。

- ・2029年6月～ 制度の説明資料を作成し男性社員への説明会を開き周知を図る。

目標4. フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を平均18時間未満とする

- ・目標を超えた労働者が所属する店舗の所属長に対して、状況を確認し必要な是正措置・再発防止策について指導をしていく。